【参照条文・根拠】

○　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一　（略）

２・３　（略）

４　管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

５・６　（略）

○　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）（抄）

（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない場合）

第八十七条の三十　法第六十五条の十一第四項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）又は地方公務員（以下この号において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等となつた場合

二　法第四十一条の二第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により隊員として採用された場合又は国家公務員法第六十条の二第一項の規定により一般職に属する国家公務員として採用された場合

三　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）又はこれに基づく命令により防衛省本省若しくは防衛装備庁に置かれる顧問、参与又はこれらに準ずるものとして採用された場合

四　営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（前三号に掲げる場合を除く。）であつて、防衛省令で定める額以下の報酬を得る場合

○　所得税法（昭和四十年政令第三十三号）（抄）※所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）による改正前の条文

（給与所得）

第二十八条　（略）

２　（略）

３　前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合　当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円）

二～五　（略）

（基礎控除）

第八十六条　合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者の

その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一　その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合　四十八万円

二・三　（略）

２　前項の規定による控除は、基礎控除という。

○　所得税法（昭和四十年政令第三十三号）（抄）※所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）による改正後の条文

（給与所得）

第二十八条　（略）

２　（略）

３　前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合　六十五万円

二～五　（略）

（基礎控除）

第八十六条　合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一　その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円以下である場合　五十八万円

二・三　（略）

２　前項の規定による控除は、基礎控除という。

○　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）※所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）による改正後の条文

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第四十一条の十六の二　令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額(所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。第一号において同じ。）が六百五十五万円（令和九年分以後の各年分にあつては、百三十二万円）以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号を定める金額を加算した額とする。

一　令和七年分及び令和八年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合　三十七万円

ロ～ニ　（略）

二　令和九年分以後の各年分　三十七万円

２～５　（略）

○　所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）（抄）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和七年十二月一日

イ　第一条中所得税法第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第三十三号の改正規定、同項第三十四号の改正規定（「四十八万円」を「五十八万円」に改める部分に限る。）、同法第二十八条第三項の改正規定、同法第八十三条第一項第一号の改正規定、同法第八十四条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第八十六条第一項の改正規定、同法第八十七条第一項の改正規定、同法第百二十条第三項第三号の改正規定、同法第百二十一条第一項第二号ロの改正規定、同法第百九十条第二号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える改正規定、同法第百九十五条の二第一項の改正規定、同法第百九十五条の三第一項の改正規定、同条を同法第百九十五条の四とし、同法第百九十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第百九十八条第四項の改正規定及び同法別表第二から別表第五までの改正規定（別表第五に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条第一項、第九条第二項、第三項及び第五項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで並びに第十一条の規定

ロ　第八条中租税特別措置法第二十七条の改正規定及び同法第四十一条の十六の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十二条及び第三十七条の二（第二項を除く。）の規定

二～十六　（略）

○　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）（抄）
※職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和七年内閣官房令第　　号）による改正後の条文

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）

第十条　令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

○　職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和七年内閣官房令第　　号）（抄）

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の職員の退職管理に関する内閣官房令第十条の規定は、この内閣官房令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（職員の退職管理に関する政令第三十三条第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下、この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就

き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。
３　（略）

○　防衛大臣の決裁並びに専決及び代決に関する訓令（昭和３５年防衛庁訓令第５号）（抄）

（事務次官専決事項）
第４条　事務次官の専決事項は、重要又は異例に属するもの並びに別表第１の６及び別表第２から別表第５までに掲げるものを除き、次のとおりとする。
（１）　省令及び告示に関すること。
（２）～（３５）　（略）

○　行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一～七　（略）
八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。
（結果の公示等）
第四十三条　命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。
一　命令等の題名
二　命令等の案の公示の日
三　提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
四　提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由
２～４（略）
５　命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。
一　命令等の題名及び趣旨
二　意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

○　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条　（略）

２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更